

○後志広域連合職員の定年等に関する条例

〔令和7年2月27日〕
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の定年等については、倶知安町職員の定年等に関する条例(昭和59年倶知安町条例第9号)及びこれに基づく規則の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。